

<研究ノート>

“あなたも言葉で裁判する”

—大河原真美著『裁判 おもしろ ことば学』考—

千葉 貢

Judgement on Legal Words

— Peculiar Legal Language Studies by Mami Hiraike Okawara —

Mitsugi CHIBA

(一)

「裁判員『死刑も選択』63%」、「『裁判良くなる』48%」——などという見出しを掲げ、「読売新聞社が4月25日～26日に面接方式で実施した裁判員制度に関する全国世論調査」の結果を報じていた<2009(平成21)年5月3日(日曜日)朝刊の1面、及び詳報は23面。関連記事は26面>。

同紙によると「『死刑を選択しない』は23%」で、「刑事裁判が『良くなる』と思う人は48%で、前回2006年12月の53%から減った。ただ、今回も『悪くなる』27%(前回23%)を大きく上回り、世論は裁判員制度が始まることを前向きに評価した。」との判断だが、両者の格差が縮小した結果から「前向きに評価した」のかどうか、慎重に見極める必要がある。続いて、「制度の仕組みについては、『よく知っている』4%、『ある程度知っている』45%を合わせると49%となり、前回の30%から大幅に増えた。」とのことである。「しかし、裁判員として裁判に『参加したい』と思う人は18%(同20%)にとどまり、『参加したくない』は79%(同75%)だった。」とし、「制度の導入には『賛成』34%、『反対』62%だった。同じ質問した2004年5月は『賛成50%—反対40%』で今回は賛否が逆転した。」という。これらの結果について記者は、「制度開始が目前となり、認知度が高まったことで、裁判員の責任への負担感と不安を強める国民意識が影響していると見られる。」と、伝えている。これらは「月満つれば、則ち虧^かく」(『史記』)の通り、新しさを装う「司法制度の改革」も、「始まりがあれば終わりあり」に違いない。なぜならば私は、従来から「裁判官」と名づけられた「人」にしろ、新しい「裁判員制度」のもとで「裁判員」と呼

ばれる「人」にしる、「人が人を裁く」必要のない人世や社会をつくるための、「新しい制度」の創設と方策の実施を望むからである。

同紙はまた、「最高裁の竹崎博允長官は、3日の憲法記念日を前に記者会見し、21日に始まる裁判員制度について、『年間の事件数も比較的安定しており、裁判員となる人の生活を考慮しても、運営が可能な状態に達している』と、自信を見せた。」⁽¹⁾とも伝えていた。これは新制度の導入を推進し、尽力すべく立場の「長官」として、「自信を見せた」というのも当然であろう。「長官」は裁判官のなかの裁判官、重責を担う人なのだから。

そこで、私は「裁判官」をはじめ、「官公庁」「官舎」「官民格差」「〇〇官」などの熟語や名称でも知られているように、「裁判官」に対して「裁判員」と命名した意図を含め、その違いについて関心を抱いた。そして、私は「制度」を知ることと共に、「人が人を裁く」のは「制度」に伴う「言葉である」と考えた。判決は「言葉が決める」ということである。その「言葉の意味」を知ることが、制度の周知以上に大切だと思うが、どうだろうか。私は「言葉で裁判する」という思いから、大河原眞美著『裁判 おもしろ ことば学』（2009年2月20日発行、大修館書店刊）をして、まず「その日本語に判決」（書籍の帯より）を下すべく理解のために繙いた。同書は、学習のテキストにもなり得るような、斬新な編集によって構成された、喫緊の内容である。裁判官の方は先刻承知のことであろうが、近日中に裁判員になられる方はもとより、やがて裁判員になられる方も、「備えあれば憂いなし」のためにも味読に価する座右の一書になるであろう。そこで、私は自らの理解を促すために、同書の読後感に等しい「研究ノート」づくりに挑んでみたのである。

(二)

新しい「裁判員制度」のもとにおける「裁判」は、裁判官（3人）と裁判員（6人）が「評議」（話し合い）を行い、言葉を選択してまとめ、「文書中心主義」の言葉で「判決」を決定（宣告）する——それは、果たして9人からなる「文殊の知恵」の結晶である。私は、「評議」に加わることを想定したら自信を失い、緊張せざるを得ないことに気づいた。なぜならば、日常生活に於いてあまりにも無自覚なままに言葉を使用しているからである。例えば、誤用であるという「ら抜き言葉」の、「見れない」「食べれる」、否定や打消を表す呼応（陳述）の副詞にも関わらず、「全然びっくりした」「全然多いよ」と用い、慣用句として「気の置けない人」（気を遣わなくてもよい人）を、「気が許せない人」「油断がならない人」に、「情けは人のためならず」（情けは人のためではない）を、「情けは人のためにならない」などと理解してはいないだろうか。天下の総理大臣が、「未曾有」を「みぞうゆう」、「踏襲」を「ふしゅう」、「頻繁」を「はんざつ」と読み間違え、嘲笑されたというのだから、自らの国語力を省みるべくして素朴な疑問を抱きながら、同書のページをめくった。

まず「裁判官ってどんな人」（59頁）⁽²⁾と「裁判員ということば」（121頁）から「官と員」の違いについて興味を覚え、次いで「検察官 vs 弁護士 どっちがうわて？」（85頁）、「実況見分

と検証の違いは？」(95頁)、『『減輕』は変換ミス？』(148頁)から「減刑と減輕」の違いについてなど、それぞれの見出しのもとで明解な説明が展開されていた。私は自問自答しながら読した。——なるほど『裁判 おもしろ ことば学』、これは、確かにおもしろい！ この「おもしろさ」とは、「へえ、こんなことばを使うんだ」「日常のことばとだいぶ意味がちがうなあ」「(法廷はことばのガラパゴス～はじめに～)〈5頁〉より)などという思いを重ねながら、時にはメモをとりたくなるような、「心身のためになるおもしろさ」である。だから、読むほどに「裁判」が身近なことのよう、理解が助長されるような、そんな気のするなかで、

「あなたの意見が裁判に生きる」——という大きな見出しのもとに、「5月21日から『裁判員制度』が実施されます。」とはじまり、「より分かりやすい裁判員制度のために」「市民の約274人に1人が裁判員の候補に」などという小見出しを掲げていた、『広報高崎』の「特集 裁判員制度」についての説明を読んだ⁽³⁾。このなかで、前橋地方裁判所長 岡田雄一判事が、「裁判員になることを不安に思っている人もいますようですが……。」という質問に対して、「深刻に思わないでください。裁判官が必ずフォローします。難しい用語や知っておいてもらいたい法律などは、裁判官が丁寧に説明します。検察官や弁護士も同様に努力します。」と答えているのだから安心してよいのだろう。と数日後、「母親殺害無罪」という見出しのもとに、「仙台地裁『責任能力に疑い』」を加え、「2008年1月、宮城県白石市の自宅で母親(当時76歳)をまきで殴って殺害した」として殺人罪に問われた無職長男(54歳)の判決が7日、仙台地裁であった。」と報じられた。続けて、「卯木誠裁判長は『犯行当時、責任能力があったことに合理的な疑いが残る』として刑事責任は問えないと判断し、無罪(求刑・懲役7年)を言い渡した。」⁽⁴⁾とのことである。

そこで私は、有罪や無罪に関心があったわけではなかったのだが、「責任能力があったことに合理的な疑いが残る」という判決文、即ち「作文」そのものの言葉遣いや表現に奇異な感じを覚えたのである。私の「作文」では、「責任能力があったかどうか、疑いが残る。だから一方的に決められないので無罪とする。」とでもして、「合理的な」の文節を用いなくても済むだろう。そこで「合理的な疑い」とは、どのような意味合いで用いられたのであろうか、と関心を寄せてめくっていたら、『『合理的な疑い』は合理的？』という目次立てのもとで詳細な説明が施されていた(20頁～23頁)。そこには、著者も『『合理的な疑い』は、『有罪/無罪』の判決に大きな影響を与える要素で、法廷や法律家のあいだでよく使われることばです。にも関わらず、日本語としてこなれておらず、誤解をまねく表現ではないか、と思います。』として、特異な「法廷用語」であり、独特な「判決文表現」であることを指摘していた。つまり、「法廷や法律家のあいだでよく使われる」という「合理的な疑い」とはどのようなことなのか、著者の説明を伺ってみよう。

英語でいう *reasonable doubt* の直訳です。専門の辞典を見てみると、

刑事訴訟においては、訴追にかかる犯罪事実が検察側より「合理的な疑い」を超える程度に証明されないかぎり、被告人は有罪とされない。(『英米法辞典』田中英夫編)

とあります。これ自体、とてもわかりにくい文章ですね。同じことを、おおざっぱにかみくだ

いて説明すると、こういうことになります。

証拠にもとづいて、常識に照らして、有罪とすることに少しでも疑問があったら、有罪にはできない。検察官は、被告人が有罪であることを証明するために、控訴事実（詳細な説明は128頁以下を参照のこと。引用者、注）を示し、冒頭陳述をおこなって、その後さまざまな証拠を提出します。それによって、被告人が有罪であるというストーリーを完成させようとするのです。そのストーリーに対して、裁判員や裁判官が納得した場合は、「有罪」となります。しかし、そのストーリーに、ちょっとでも「無理があるな」と感じたら、「有罪にはできない」、すなわち「無罪」となるわけです。

という説明に教えられたのである。なるほど「有罪か、無罪か」を決すべく厳密な「評議」を重ね、二者択一の極めて高度な判断を要求されるだけに、「ちょっとでも『無理があるな』と感じたら、『有罪にはできない』」のも無理からぬのであり、「疑わしきは被告の利益に」「疑わしきは罰せず」ということなのであろう。

(三)

著者は、私が「奇異な感じを覚えた」とした「合理的な疑い」に関する詳細な説明を、さらに続けている（22頁）。「リーズナブルな値段」を見聞きするたびに、外国語に疎い私は「合理的」ではなく、「安い・低廉・手ごろな値段」と思っただけに、「おもしろさ」を超えて、その他数々教えられたのである。続けて伺ってみると、

日本語の「疑い」を辞書で調べてみましょう。

- 1、事実や思わくと違うのではないかと思うこと。不審感。疑念。「報告に－を抱く」
 - 2、悪い物事があるのではないかと思うこと。「殺人の－がある」「－が晴れる」「－の目で見る」
- （『明鏡国語辞典』）

このように、二つの意味が出ています。「殺人の疑いがある」などの例があがっているように、日本語の「疑い」には、2の「悪い物事があるのではないかと思う」というニュアンスが強くあります。法廷という人の犯罪を裁く場で「(合理的な) 疑いがあるので……」と言われると、つい、「有罪」につなげて考えてしまう人がいても、無理もないことでしょう。

ということだから、私も『有罪』につなげて考えてしまうような言語習慣や性癖をもっているゆえに、「奇異な感じを覚えた」のであろう。そこで自省や自重に加え、自戒しながら熟考してみたのだが、「疑いがある」とすれば、やはり「有罪にしない」という結論が妥当なのであろう。だから「疑い」「疑う」「疑わしい」「疑おう」「疑え」などと活用の変化があっても、「合理的な証拠」に対する「合理的な疑い」があれば、罰するに及ばないということである。

ところで、特異な「法廷用語」である「合理的な疑い」に限らず、日常的に用いられる「科学的な根拠を示せ」とか、「客観的に説明せよ」のなかの「根拠」「説明」はもとより、「合理的」「日常的」

「科学的」「客観的」は、いずれも「漢語」と呼ばれる熟語（複合語）である。「○○的」「○○性」「○○化」などと、「的、性、化」（接尾語・接尾辞）を加えれば、なおさら抽象的になり分かりにくくなる。不便、無難、未熟、非凡、反動、新車、旧暦などにおける「不、無、未、非、反、新、旧」は、接頭語（辞）としての意味や機能をもっている。これは造語法の一つで、漢字の読み方と共に「日本化」を図ってきた創意工夫の表れである。

漢語は、中国語を模倣した「音読み」と呼ばれる漢字（熟語も）で、外国語に等しいのである。対する和語（大和言葉）は、「思いつつ寝ればやひとの見えつらむ夢と知りせば醒めざらましを」（小野小町『古今和歌集』）、「命なき砂の悲しさよさらさらと握れば指のあいだより落つ」（石川啄木『一握の砂』）、「閑かさや岩にしみ入る蝉のこえ」（松尾芭蕉『奥の細道』）などと心情や情緒、情景を伝える「和歌」を詠む（歌う＝訴える）のに相応しいものの、客観的な説明や、知的な表現を施すとなれば、冗長になってしまうという特徴が避けられない。和語で「雨が降りました」は、漢語で「降雨」、以下「歌をうたう人」は「歌手」、「自ら動かす車」は「自動車」、「ここに車を置いてはいけません」は「駐車禁止」などは分かりやすいが、漢語の「哲学」「自由」「博愛」をはじめ、「倫理社会」「生命倫理」「市場原理」などに加え、「消費者庁設置関連法案」「水中文化遺産保護条約締結国」などは、どうだろう。意味の理解をさらに困難にする要因は、漢字を並べて熟語化（複合語化）し得る漢字の特色によってもたらされるとともに、漢字のもつ表意性、文字数による簡潔さ、字体がもたらす重厚さ、などと合わせて高尚な印象を与えられる。だから、漢語は知的な説明に用いられることが多いものの、把握しにくい多様な意味や、抽象的な意味をもつ語彙（単語、複合語）が多い、という両刃の剣、両義性に悩まされながらも、「訓読み」という日本読みを創出したり、和語（助詞、助動詞などの付属語）を加えたりして「日本化」を図ってきたのである。さらには、和語にない用語を造語（熟字訓、翻訳語）、造字（和字）しながら理解や定着に努めてきたのである。だから、

このように、西欧語の直訳によってスタートした日本の法体系のなかには、もともとの原語の意味に戻って考えたほうがよほどわかりやすいことばがあるのです。「合理的な疑い」は、その概念が輸入されたとき、こなれない訳語で直訳されたまま、ひとまとまりの法廷用語として日本の法の世界に定着し、使われてきてしまいました。

という説明（23頁）からして、「合理的な疑い」に限らず、「その概念が輸入されたとき、こなれない訳語で直訳されたまま」今日に至っているということであり、それはまた、「法廷用語」にとどまらず、各分野に及んでいるということである。先人たちの、正確な翻訳や訳語化を期しての努力にも関わらず、適切な用語（主に漢語か）を見出せないままに、「^{あた}中らずと雖も遠からず」にして、「何となく理解した」ような気になって幾星霜を重ねてきたということである。だから、こうした歴史や事情を承知している著者は、

さすがにこのような状況にも「合理的な疑い」がもたれる時代を迎えたようです。裁判員制度開始前に、わかりにくい法廷用語、誤解をまねくようなことばは、使用をひかえたり言い換えたりしよう、という機運がもりあがってきました。

と述べており、従って、「裁判員制度そのものに対しては、さまざまな問題点の指摘もあり、賛否両論あるのが実情です。しかし、少なくとも、法廷のことばをより開かれたものにしていこうという流れを生み出した点については、評価できると私は考えています。」(23頁)という「流れ」を、停滞させないよう「司法制度改革」の一環として、「用語や言葉遣い、表現」の改良や改善も必然であり、急務であろう。それだけに、「改革」や「改良」「改善」、「用語」と「言葉」「表現」はどこが、どのように異なるのか、その違いをはっきり識別しないと「判決」が決まらず、「宣告」できないであろう。だから、著者も「裁判員制度では、私たち一般市民も、そのような(事例では「そもそも身分ってなに?」100頁以下などを参照のこと。引用者、注)疑問と向き合う立場に立たされることになります。法廷に立つということは、他人の人生や生命の意義と向き合うことであると同時に、とことん〈ことば〉と向き合うことでもあるのです。」(102頁)という含蓄に富む見解に秘められた「責務」を忘れてはならないであろう。そして何よりも、私たち自身の「意識改革」も必要不可欠だということであろう。

そこで著者は、事例として「自由刑と認知症」(103頁)という見出しを掲げ、詳細な説明を施している。まず、「自由刑」とは、『身体^{はくたつ}の自由の剥奪を内容とする刑罰』です。つまり、『自由である』『自由がある』という刑ではなく、自由が『ない』刑のことなのです。具体的には、懲役、禁錮、拘留の三種類があります。なにも知らずに『自由刑』と言われると、誤解してしまいそうだなと思います。」とし、三種類の違いについて説明している。また、「勾留(「こう留」とも書く)は、拘留と読みは同じですが、刑罰ではありません。(中略)勾留は刑法ではなく、刑事訴訟法にもとづくものです。拘留と勾留はまぎらわしいので、勾留のことを『未決勾留』と呼ぶことも多いようです。」とのことである。

続けて、「『自由刑』と同じように、『～がない』という発想からつくられたことばとして、『生命刑』や『財産刑』があります。『生命刑』は生命をうばう刑罰、すなわち、死刑です。『財産刑』は財産をうばう刑罰のことで、具体的には、罰金と科料をさします。『～がない』ということを名称にしている例は法律用語に限りません。たとえば、『認知症』がそうです。(中略)認知症の場合は、患者への配慮から『障害』などといった語を避けているのかもしれませんが。自由刑も、受刑者の感情を配慮したもの、だったりして?」などと述べており、造語法(熟語のつくり方)にも触れていたため、これまた「おもしろい!」。

(四)

なるほど、「自由刑」は「自由を刑する」という。「刑」は、「法律。おきて。法律によって犯罪者に科する罰。しおき。」⁽⁵⁾なのだから、「刑」という漢字の表意性から、視覚的な効果に依存して熟語化(複合語化)した造語であろう。「認知症」もまた、「症」は「病気の性質。病気。」⁽⁶⁾なのだから、普通名詞の「認知」に「症」を加えての熟語(複合語)である。「症」によって「認知」

に関する「病気だ」ということが、視覚的な表意性から読みとれるものの、「病」より「症」の方が、間接的で柔軟性に富む（臙化法）、という印象からして当事者のもとより、関係者に対する「配慮」なのであろう。確かに、漢字は意味を限定するという表意性（義）、読み（音）という表音性に加え、字形も大事な構成要素（形）である。だから、これらの性質を活用したり「配慮」したりしてきたという創意工夫の歴史もある。

具体的に「造語」された漢字の読み方や意味の理解にあたっては、“暮らし”という日々の活動と関わりが助長したり補完したりする。“暮らし”との乖離や遊離は、言葉を疎外し理解を遠ざける。つまり、「この意味わかる？ 法廷の難語」（161頁）としてあげている「吸食^{きゅうしょく}」は、「アヘンを吸うことを刑法では『吸食する』と表します（137条など）。『給食』ではありません。」とのことなのだから、その典型的な例であろう。では、「煙草」も「吸食」、それとも「吸煙」。やはり“暮らし”に根ざした「喫煙」や「給食」を思い浮かべるだろう。「蔵匿^{ぞうとく}」（場所を提供して犯罪者などをかくまうことをさす）や、「欺罔^{ぎもう}」（人を錯誤に陥れることをさす）、「牙保^{がほ}」（盗品の売買・質入などを周旋すること）など、“暮らし”になじみがないのも無理からぬのである。私たちの“暮らし”になじみがなく、想定外のことであっても、多様な状況に対応するために造語されたのであろう。あるいは、先人によってすでに造語されていたのかもしれない。そうした「難語」だという「言葉」からして、「裁判」とは“暮らし”のなかの一部であっても、決して身近な事や場所ではない、という証左であろう。それだけに、新たな「裁判員制度」の拡充を目指しながら、真価が問われることになる。

漢字は、長い歴史のなかの造字法^{りくしょ}（六書）によって創造され、時世と共に洗練され、変化を伴いながら今日に至った。いずれの漢字も今日の「法律用語」のために造られたのではない。それでも「法律用語は漢字好き」（116頁）として「知情」（「痴情」と間違えないように）、「犯情」「有体物」「相隣者」「受傷」「抗拒」「常況」「隱避」「焼損」などを挙げ、それぞれの意味について説明している。また、「ややこしい法廷類義語（1）（2）」（81頁、89頁）として、「前科・前歴」「場合・とき」「慣行・習慣」「管轄・所轄」「心神喪失・心神耗弱」「被疑者・容疑者」「釈明・弁明」などを挙げ、さらには、「物・者・もの」（55頁）の使い分けについて説明すると共に、「法律は同音異義語の見本帖」（151頁）として、「科料・過料」「規定・規程」「強迫・脅迫」「権限・権原」「詐欺・詐偽」などを挙げ、それぞれの意味について説明している。そこで、「減刑」とは異なり「『減輕』は変換ミス？」（148頁）ではない、ということを教えられたのである。

著者は、漢字の読み方にも注意を促し、「法廷漢字読み取りクイズ」（64頁）と称して、「遺言、凶画、居所、立木、問屋、一月、同人、競売」を並べ、独特の「読み方」（いごん、とが、きょしょ、りゅうぼく、といや、いちげつ、どうにん、けいばい）を示し、意味の説明を加えている。こうした読み方から「歴史を感じる法律のことば」（107頁）を思い浮かべ、「宝くじと富くじ」（104頁）の見出しにもある通り、江戸時代の「富くじ」が今でも「刑法第187条」のなかに息づいているという不思議を覚えた。そして、「土屋^{うわや}」「品触れ^{しなぶ}」「夫役^{ふえき}」「永小作人^{えいこさくじん}」「入会権^{いりあいけん}」「摂政^{せつしょう}」など

も、各法律用語として息づいているという。だから、なかには漢語や漢語調と異なった語感や印象をもたれるのも不思議なことではないのである。

(五)

裁判官と裁判員——いずれも制度によって生まれた熟語(複合語)である。格付けなのか、「官」と「員」のもつ歴史的な背景からして払拭しがたい意味や印象もあるだろう。だが、一衣帯水の「官員」と雖も、官員一体(一如)の「評議」によって「判決」が「宣告」されるという、新たな制度を試みるときが来たのである。その充実や確立のためにも仕組みを知るだけでなく、裁判や判決に関する報道に関心を寄せて見聞を広め、「法廷ことば」(法律用語)の学習に努めることが肝要であろう。裁判員制度の歩みと共に、裁判に関心を抱き、「法廷ことば」(法律用語)を学びながら、ひとりでも多くの人が、「いつか、あなたも裁判員!」と、経験したり順番待ちをしたりするようになれば、犯罪の抑止や減少にも通じ、「人が人を裁く」必要のない、新たな制度づくりのために英知や心血を注ぐときが来るだろう。裁判官は「官職」ではなく、「備えあれば憂いなし」の「閑職」になるよう祈りたい。そして、「裁判所って、なにかしら? 悪い事をした人を裁いてたんだって! 悪い人がいたの?」と、近未来の人々が見学を訪れ、制度を象徴する歴史的な遺産を眺めながら、「一生懸命だったのねえ」と、改革に奔走した私たちのことを思い出してくれるよう期待したい。

そのためにも「法律は、もちろん、現代を生きる我々のためにあるものです。それによって犯罪を裁いたり争いごとを解決したりする、規範です。でも、たまにはそれを『ことば』として眺めてみることも、知的好奇心をかきたてるものです。日本における漢文の長い歴史を感じさせる漢語や漢文調の文章。江戸の庶民の暮らしが垣間見える和語。そして、西欧の厳密な論理が息づく概念と、日本語とが激しく衝突したときの摩擦熱。法律から読みとれることは、じつに多彩です。」(106頁)という見解に共感を覚えると共に、「議論の巧みさや口の達者さよりも寡黙を尊ぶ日本人の価値観、あるいは、なにごとにも『お上^{かみ}』まかせで、議論して合意を生み出すという意識の希薄な風土などがかかっているのではないかと私はにらんでいます。」(4頁)という指摘にも啓発され、長いあいだ「日本弁護士会連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム外部学識委員」や、「わかりやすい司法プロジェクト座長」「家事調停委員」などの要職を務めておられる大河原眞美著の『裁判 おもしろ ことば学』の通読を果たした。その読後感として「ことばの研究」の必要を痛感した。今回は、その端緒として「研究ノート」をしたため、さらなる研鑽に努めることを期し、来たるべき日々の礎としたい。

やがて、「あなたも裁判員」なのだから、同書のなかの「法廷用語」に限らず、「ことば」の学習のための問題や、用語集に実例を加えての説明、そして解説など「多彩」な内容だけに、参考に供する必読の一書——「あなたもことばで裁判する」日のために。そして、その日は近い!

(ちば みつぎ・高崎経済大学地域政策学部教授)

“あなたも言葉で裁判する”

〈注〉

- (1) 「読売新聞」2009（平成21）年5月3日（日曜日）朝刊の26面。
- (2) 当、小考に記載した頁数は、いずれも大河原真美著『裁判 おもしろ ことば学』（2009年2月20日発行、大修館書店刊）より引用したものである。以下同じ。
- (3) 「広報高崎」（編集 高崎市広報広聴課）2009（平成21）年5月1日発行。第1249号。4頁～7頁。
- (4) 「読売新聞」2009（平成21）年5月8日（金曜日）朝刊の35面。
- (5) 『広辞苑 第4版』（岩波書店）781頁。
- (6) 注5に同じ。1251頁。

（平成21年5月20日 謹識）